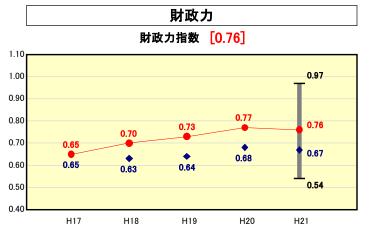
都道府県財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)

I グループ

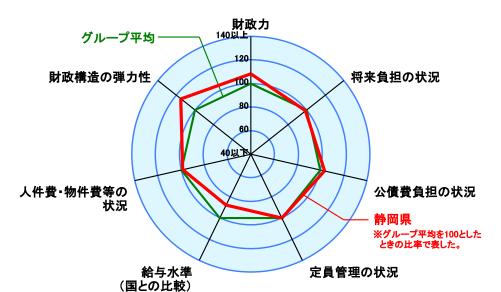
(財政力指数

0.500以上1.000未満)

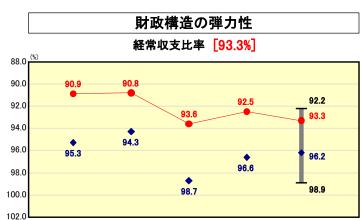


当該団体値 ◆ グループ内平均値 グループ内の 最大値及び最小値

> グループ内順位 5/17 都道府県平均 0.52



※グループとは、道府県を財政力指数の高低によって4つに分類したものである。



H19

人件費・物件費等の状況

人口1人当たり人件費・物件費等決算額[105,140円]

109,099

H19

H20

105 920

105,927

H21

86,500

103.643

131,108

H21

H18

109 206

H18

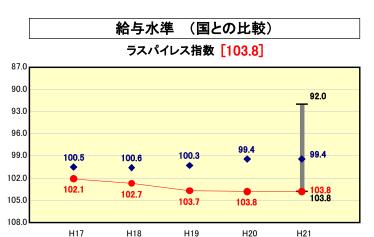
グループ内順位 2/17 都道府県平均 95.9

グループ内順位

都道府県平均

7/17

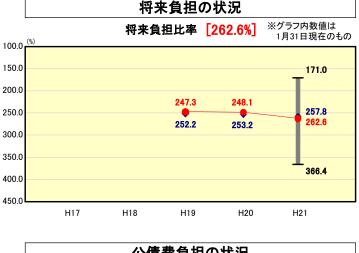
118,406



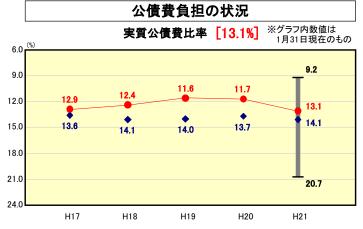
グループ内順位 17/17 都道府県平均

※人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし 人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

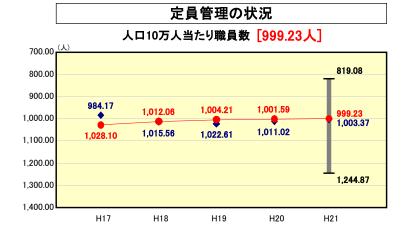
H20



グループ内順位 11/17 都道府県平均 229.2



グループ内順位 8/17 都道府県平均 13.0



グループ内順位 5/17 都道府県平均 1,138.41

分析欄

70,000

80,00

90.000

100 000

110.000

120 000

130.000

140.000

【財政力指数】

106,253

H17

グループ内では、大都市圏を抱える神奈川、大阪、千葉、埼玉に次ぐ順位となっています。平 成16年度からは、5年連続で上昇していましたが、平成21年度は世界的な景気後退による企業 収益の悪化等に伴う税収の大幅減により、6年ぶりに減少に転じました。今後も、ヒト、モノ、大地 を活かした農林水産業の強化、次世代産業の育成や陸海空の交流ネットワークの確立を通して 産業基盤を強化するなど財政力の強化に努めます。

【経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率、人口一人当たり人件費・物件費等の決算

本県は、いち早く財政健全化への取組をスタートさせ、「経常収支比率90%以下」へ、「実質公 債費比率18%未満に抑制」、「県債残高(通常債)は2兆円程度を上限」、「将来負担比率400% 未満に抑制」とする4つの数値目標を設定して健全財政の確保に努めています。

経常収支比率は、グループ内では、2番目に低い値となっています。なお、今後も義務的経費 である社会保障関係費等の増加が見込まれる一方、国の地方財政対策においては、地方交付 税などの経常一般財源の大幅な増加が見込まれないため、経常収支比率の大きな改善は困難 でありますが、引き続き、新しい行財政改革大綱に基づき、徹底した歳出のスリム化と歳入の確 保などに取り組み財政基盤の確立に努めます。

実質公債費比率は、景気後退による標準税収入額の減などにより前年度に比べ上昇しまし た。今後は、将来の公債費負担や返済能力を考慮した県債の発行を行い、実質公債費比率の 上昇の抑制に努めます。

将来負担比率は、標準財政規模の縮小、減収補てん債の発行に伴う県債残高の増加などに より前年度に比べ上昇しました。本県の将来負担額の約8割は地方債残高であり、将来負担比 率抑制のため、建設事業債の残高を削減するなど地方債残高の縮減に努めていきます。

県民一人当たり人件費・物件費等の決算額は、平成10年度から平成22年度までに、一般行政 職で1,353人の定数を削減するなど、行政コストの削減を行った結果、グループ内では7位となっ ております。

【人口十万人当たり職員数】

グループ内では、人口当たり職員数は少ない方から5番目と簡素で効率的な体制を維持してい ます。一般行政部門では、平成10年度からは定員管理計画を策定し、平成17年4月までの8年間 で計画を上回る796人、11.0%を削減し、適正な定員管理に努めました。更に、平成18年3月に集 中改革プランを策定し、平成22年度までに557人を削減、平成10年度からの累計では1,353人、 18.6%を削減しました。

また、教育、病院、警察を含めたすべての部門の合計では、平成18年度から22年度までに 2,392人、5.8%を削減しました。

今後も、簡素で能率的な組織運営や民間の創意工夫の活用などにより、適正な定員管理に努 めていきます。

98.9

本県のラスパイレス指数は他県に比べて高い水準です。平成22年4月から組織や職位を見直 し、これに合わせて給与についても「職務給の原則」を徹底すべく、職務の級の適用を新たな職 に応じて定め直したところであり、今後も、職務・職責を基本に勤務実績を的確に反映した給与 制度という視点から、給与水準の適正化に引き続き努めます。